

## ■定住人口維持増加活動支援事業（空き家バンクリフォーム）の流れ

### 1. 申請

**※着工済みは交付対象外です**

- 下記の必要書類を揃え、住宅課窓口に申請してください。  
申請期間は 4月17日 ~ 2月28日 まで です。(予定)
- <必要書類>
  - (1) 補助金交付申請書
  - (2) 世帯全員の住民票（利用者が申請する場合）
  - (3) 改修工事及び家財道具の処分に係る見積書の写し  
※家財道具処分は所有者のみ利用可能
  - (4) 改修工事の対象箇所がわかる平面図
  - (5) 佐倉市税の滞納が無いことを証する納税証明書  
※ 佐倉市発行の納税証明書原本で、取得後 3 か月以内のもの
    - ①所有者の場合は本人のもの
    - ②利用者の場合、同居する家族全員分（18 歳未満の者を除く同一の世帯の全員分、18 歳以上の学生の場合は申立書を提出）

### 2. 交付の決定

- 市において、補助対象の審査をしたうえで、補助金交付決定通知書を通知します。  
※ 発送は 1~2 週間ほどかかります。

### 3. 着工

- 通知交付後に着工及び家財道具の処分を行ってください。  
**※実績報告に着工前・処分前の写真が必要になります。**  
**必ず撮影してください。**

### 4. 実績報告

- 下記の必要書類を揃え、令和7年3月31日までに住宅課窓口へ提出してください。  
<必要書類>
  - ①補助金実績報告書
  - ②工事費及び処分費の領収証の写し
  - ③契約書・請書・注文書等の写し（少額の場合省略可）
  - ④工事及び家財道具の処分の事前・事後の写真
- 交付決定内容と相違がないかを確認し、補助金確定通知書を通知します。

### 5. 補助金の交付請求

- 住宅課に補助金交付請求書を提出してください。
- 市において支払いの手続きを進め、指定された口座にお振込みをします。